

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価</p> <p><u>第23条の2(配偶者居住権等の評価)関係</u></p> <p><u>23の2-1 一時的な空室がある場合の「賃貸の用に供されている部分」の範囲</u></p> <p><u>23の2-2 「配偶者居住権が設定された時」の意義</u></p> <p><u>23の2-3 相続開始前に増改築がされた場合の「建築後の経過年数」の取扱い</u></p> <p><u>23の2-4 法定利率</u></p> <p><u>23の2-5 完全生命表</u></p> <p><u>23の2-6 配偶者居住権の設定後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該配偶者居住権の目的となっている建物及び当該建物の敷地の用に供される土地の当該取得の時の価額</u></p> <p>第4章 申告及び納付 (省略)</p> <p>第5章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 申告及び納付 (同左)</p> <p>第5章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第3章 財産の評価</p>	<p>第3章 財産の評価</p>
<p>第23条の2（配偶者居住権等の評価）関係</p>	
	(新設)
<p><u>（一時的な空室がある場合の「賃貸の用に供されている部分」の範囲）</u></p>	
<p><u>23の2-1 法第23条の2に規定する「時価」は、評価基本通達の定めにより算定した価額によるのであるが、同条第2項及び第4項に規定する「時価」を算定する場合において、評価基本通達26（（貸家建付地の評価））(2)(注)2の定めにより、継続的に賃貸されていた各独立部分で、課税時期において一時的に賃貸されていなかったと認められるものを「賃貸されている各独立部分」に含むこととしたときは、法施行令第5条の8第1項第1号ロ及び第4項第1号ロに規定する「当該居住建物の床面積のうち当該賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の占める割合」についても、当該各独立部分は「賃貸の用に供されている部分」に含めて算定することに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>（「配偶者居住権が設定された時」の意義）</u></p>	
<p><u>23の2-2 法第23条の2第1項第2号及び第3号並びに法施行令第5条の8第3項第1号及び第2号に規定する「配偶者居住権が設定された時」とは、民法第1028条第1項各号（配偶者居住権）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める時をいうことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(1) 民法第1028条第1項第1号の規定に該当する場合 遺産の分割が行われた時</u></p>	
<p><u>(2) 民法第1028条第1項第2号の規定に該当する場合 相続開始の時</u></p>	
<p><u>（相続開始前に増改築がされた場合の「建築後の経過年数」の取扱い）</u></p>	
<p><u>23の2-3 法第23条の2第1項第2号イ及びロに規定する「経過年数」は、相続開始前に増改築がされた場合であっても、増改築部分を区分することなく、新築時からの経過年数によるのであるから留意する。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>(法定利率)</u> <u>23の2-4</u> 法第23条の2第1項第3号の「法定利率」は、配偶者居住権が設定された時における民法第404条((法定利率))の規定に基づく利率をいうのであるから留意する。</p>	(新設)
<p><u>(完全生命表)</u> <u>23の2-5</u> 法施行規則第12条の3に規定する「完全生命表」は、配偶者居住権が設定された時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のものによる。</p>	(新設)
<p><u>(配偶者居住権の設定後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該配偶者居住権の目的となっている建物及び当該建物の敷地の用に供される土地の当該取得の時の価額)</u> <u>23の2-6</u> 配偶者居住権の設定後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該配偶者居住権の目的となっている建物及び当該建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。以下この項において同じ。)の当該取得の時の価額は、法第23条の2の規定に準じて計算することに留意する。この場合において、法第23条の2第2項に規定する「当該配偶者居住権の価額」又は同条第4項に規定する「権利の価額」は、当該配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した時に配偶者居住権の設定があったものとして計算する。</p>	(新設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p> <p style="text-align: center;">第43条((物納財産の収納価額等))関係</p> <p>(「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」の意義)</p> <p>43-3 法第43条第1項ただし書に規定する「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」とは、例えば、次に掲げるような場合をいうものとする。</p> <p>(1) 土地の地目変換があった場合(地目変換があったかどうかは土地台帳面の地目のいかんにかかわらない。)</p> <p>(2) 荒地となった場合</p> <p>(3) 竹木の植付け又は伐採をした場合</p> <p>(4) 所有権以外の物権又は借地権の設定、変更又は消滅があった場合</p> <p><u>(5) 配偶者居住権の設定、変更又は消滅があった場合</u></p> <p><u>(6) 家屋の損壊(単なる日時の経過によるものは含まない。)</u>又は増築があった場合</p> <p>(7) 自家用家屋が貸家となった場合</p> <p><u>(8) 引き続き居住の用に供する土地又は家屋を物納する場合</u></p> <p><u>(9) 震災、風水害、落雷、火災その他天災により法人の財産が甚大な被害を受けたことその他の事由により当該法人の株式又は出資証券の価額が評価額より著しく低下したような場合</u></p> <p>(注) 証券取引所に上場されている株式の価額が証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき低落したような場合には、この「その他の事由」に該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p><u>(10) 相続開始の時において清算中の法人又は相続開始後解散した法人がその財産の一部を株主又は出資者に分配した場合(この場合において、当該法人の株式又は出資証券については、課税価格計算の基礎となった評価額からその分配した金額を控除した金額を収納価額として物納に充てることができる。)</u></p> <p><u>(11) (1)から(10)まで掲げる場合のほか、その財産の使用、収益又は処分について制限が付けられた場合</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p> <p style="text-align: center;">第43条((物納財産の収納価額等))関係</p> <p>(「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」の意義)</p> <p>43-3 法第43条第1項ただし書に規定する「収納の時までに当該財産の状況に著しい変化を生じたとき」とは、例えば、次に掲げるような場合をいうものとする。</p> <p>(1) 土地の地目変換があった場合(地目変換があったかどうかは土地台帳面の地目のいかんにかかわらない。)</p> <p>(2) 荒地となった場合</p> <p>(3) 竹木の植付け又は伐採をした場合</p> <p>(4) 所有権以外の物権又は借地権の設定、変更又は消滅があった場合</p> <p><u>(5) 家屋の損壊(単なる日時の経過によるものは含まない。)</u>又は増築があった場合</p> <p><u>(6) 自家用家屋が貸家となった場合</u></p> <p><u>(7) 引き続き居住の用に供する土地又は家屋を物納する場合</u></p> <p><u>(8) 震災、風水害、落雷、火災その他天災により法人の財産が甚大な被害を受けたことその他の事由により当該法人の株式又は出資証券の価額が評価額より著しく低下したような場合</u></p> <p>(注) 証券取引所に上場されている株式の価額が証券市場の推移による経済界の一般的事由に基づき低落したような場合には、この「その他の事由」に該当しないものとして取り扱うことに留意する。</p> <p><u>(9) 相続開始の時において清算中の法人又は相続開始後解散した法人がその財産の一部を株主又は出資者に分配した場合(この場合において、当該法人の株式又は出資証券については、課税価格計算の基礎となった評価額からその分配した金額を控除した金額を収納価額として物納に充てることができる。)</u></p> <p><u>(10) (1)から(9)まで掲げる場合のほか、その財産の使用、収益又は処分について制限が付けられた場合</u></p>